● 施行 昭和三十九年十二月二日○市議会議員共済会事務負担金規程

平成二三年 五月二七日

市議会議員共済会事務負担金規程(第一条―第五条・附則・改正附則

(事務負担金の額

(平成二十三年法律第五十六号。以下「廃止法」という。)第一条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

定数を乗じて得た額とする。
定数を乗じて得た額とする。
に、毎年四月一日現在における各市の市議会議員の会(以下「共済会」という。)の事務に要する費用(以下「事務負担金」という。)の事務に要する費用(以下「事務負担金」という。)の事務に要する費用(以下「事務負担金」という。)の事務に要する費用(以た額に、毎年四月一日現在における各市の地方公務員等共済を額に、毎年四月一日現在における各市の地方公務員等共済を制力を有力を表して得た額とする。

(事務負担金の基準額)

う。)において、代議員会の議を経て決定するものとすする市議会議員共済会代議員会(以下「代議員会」とい界二条 事務負担金の基準額は、毎年、当初予算を審議

(廃置分合等により市が設置された場合の基準額)

額とする。 た月の議員定数を基準として、次の方法により算出したにおける第一条に規定する事務負担金は、市が設置されていいる第一条に規定する事務負担金は、市が設置され来三条 町村の廃置分合等により、町村が市となつた場合

基準額×議員定数×

市が設置された月から当該年度末までの月数

12

(事務負担金の徴収方法)

通知を添付のうえ、当該市の事務負担金額を通知するもは、毎年四月末日までに各市議会議長及び市長に、徴収は、第二条により事務負担金の基準額が決定したとき第四条 市議会議員共済会会長(以下「会長」という。)

(事務負担金の納付期限)のとする。

第五条 事務負担金は、毎年九月末日までに共済会に納付

附則

するものとする。

この規程は、昭和三十九年十二月二日より施行する。

附 則(平成二三年五月二七日)

この規程は、平成二十三年六月一日より施行する。